

## 就労ビザ 診断シート

一般企業で、総合職（営業、貿易業務等）や技術職として雇用した場合に、就労ビザを取得できる可能性について、簡易診断ができます。正確な診断をご希望の方は、面談での相談をご予約ください。なお、海外の子会社等から現地社員を呼び寄せる場合、飲食店で調理師を雇用したい場合、工場等で技能実習生として雇用する場合は、要件が全く異なりますので、別途ご相談ください。

### ① 本人の学歴について

海外もしくは日本の大学（いずれも4年制）を卒業している→③へ

日本の短期大学・専門学校、もしくは海外の2年制・3年制の大学を卒業している→⑥へ

卒業している学校が、日本の大学に相当するのか、専門学校相当なのかよくわからない→⑥へ

上記以外→②へ

### ② 本人の実務経験

通訳翻訳や貿易等の仕事を3年以上経験しており、それを証明できる（在職証明書等）→③へ

IT技術者、設計技術者として10年以上の経験があり、それを証明書できる（在職証明書等）→③へ

上記以外→④へ

### ③ 雇用先の会社について

設立してから3年以上たっており、直近3年間、大幅な赤字を計上していない→④へ

設立してから3年未満→⑥へ

### ④ 本人が従事する職務内容について

通訳翻訳、海外営業、貿易業務、IT技術者等の「専従者」として採用し、専従者としての業務量も十分にある場合・・・④へ

上記以外（職務内容がビザ基準に該当するか分からない場合含む）・・・⑥へ

④基本要件を満たしているため、就労ビザを取得できる可能性が高いです。ただし、大学等で履修した内容と職務に関連性が少ない場合、追加で提出したほうがよい書類があります。

⑤入管指定の書類以外に追加で提出したほうがよい書類が多数あります。詳しいお話を伺ったほうがよいです。

⑥残念ながら、現行の法律では就労ビザを取得することができません。

面談での相談を希望される場合、事前に下記までご連絡ください。初回は無料相談です。

東京ワールド行政書士事務所

TEL : 03-5879-8447 E-Mail : [info@tkwd.net](mailto:info@tkwd.net)

相談場所：東京都千代田区神田佐久間町2-8 小松ビル301 (JR・地下鉄 秋葉原駅昭和通り口より徒歩2分)